グリーンな企業支援事業補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、グリーンな取組を促進するため、自社の課題やニーズに合ったＩＴ設備の導入等に係る経費の一部を補助することについて、福山市補助金交付規則（昭和４１年規則第１７号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ各号に定めるところによる。

(1)「中小企業者」とは、中小企業基本法（昭和３８年法律第１５４号）第２条第１項各号に掲げる会社及び個人並びに中小企業信用保険法（昭和２５年法律第２６４号）第２条第１項第２号の規定に該当する者をいう。

(2)「大企業」とは、「中小企業者」以外の者で、事業を営む者をいう。

(3)「みなし大企業」とは、次の者をいう。

ア　発行済株式の総数又は出資価額の総額の２分の１以上を同一の大企業が所有している中小企業者

イ　発行済株式の総数又は出資価額の総額の３分の２以上を大企業が所有している中小企業者

ウ　大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の２分の１以上を占めている中小企業者

(4)「グリーンな取組」とは、環境に配慮した取組、女性・障がい者・高齢者等の雇用、働きやすい職場環境の整備のほか、社会や人にやさしい取組をいう。

（補助対象者）

第３条　補助対象者は、次に掲げる条件を全て満たす中小企業者とする。ただし、みなし大企業は除く。

(1) 福山市内に事業所を有すること。

(2) 福山市の「グリーンな企業チャレンジ宣言」を申請し、申請状況について調査されることについて同意すること。

(3) グリーンな取組の促進のため、自社の課題やニーズに合ったＩＴ設備の導入等の取組を新たに開始すること。

(4) 代表者及び従業員等が、次のいずれにも該当しないこと。

ア　暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員をいう。）であること。

イ　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していること。

(5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）第２条第４項及び第５項の規定に該当する営業を行う事業者でないこと。また、これらの営業の一部を受託する営業を行う事業者でないこと。
(6) 申請日において現に事業を営んでおり、今後も事業を継続する意思があること
(7) 補助金の交付申請書の提出日又は補助金の実績報告書提出日の時点で倒産（雇用保険法施行規則（昭和５０年労働省令第３号）第３５条第１項第１号に規定する倒産をいう。）している事業主（再生手続開始の申立て（民事再生法（平成１１年法律第２２５号）第２１条に規定する再生手続開始の申立てをいう。）又は更生手続開始の申立て（会社更生法（平成１４年法律第１５４号）第１７条に規定する更生手続開始の申立てをいう。）を行った事業主であって、事業活動を継続する見込みがある者を除く。）でないこと。
(8) 補助対象として申請した経費に関して、国、県、市町及び各種産業支援機関が実施する他の制度（補助金等）から補助を受けていないこと。
(9) 福山市の市税に滞納がなく、市税の納付状況を調査されることについて同意すること。

（補助対象事業）
第４条　補助の対象とする事業は、次に掲げるものとする。
(1) ＩＴ設備又はシステムの導入
(2) 施設又は設備のＩｏＴ化

（補助対象経費等）
第５条　補助対象経費は、グリーンな取組を促進するために自社の課題やニーズに合ったＩＴ設備又はシステムの導入及び施設又は設備のＩｏＴ化に係る経費とする。ただし、経費に係る消費税及び地方消費税額は補助対象経費から除く。

（補助率及び補助金額）
第６条　補助金の額は、予算の範囲内において、補助対象経費の２分の１以内（千円未満は切り捨てとする。）とし、上限を１００万円とする。

（補助金の交付申請）
第７条　補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、「補助金交付申請書」（様式第１号）に次の各号に掲げる書類を添えて、別に市長が定める期日までに市長に提出しなければならない。
(1) 事業計画書（様式第２号）
(2) 収支予算書（様式第３号）
(3) 事業の開始日、主たる事業所等の所在地及び事業内容を確認できる書類（法人登記履歴事項全部証明書、個人の営む事業の開業届等）の写し

(4) 収支予算書に計上した経費に関する見積書等の写し
(5) 振込先口座の通帳の写し
(6) その他市長が必要と認める書類

（審査について）
第８条　申請事業者は、市長から求められた場合、審査会の場において事業内容をプレゼンテーションしなければならない。また市長は、グリーンな企業支援事業審査会にて審査し、その結果を事業者へ通知をする。

(1) 審査基準
以下の基準により審査を行う。

評価区分	評価視点
事業のテーマ設定	「グリーンな取組」の推進・達成への寄与度、社会的なニーズに即したテーマであるか。
現状について	経営状況・事業概要の把握は十分認識されているか。
現状抱える課題	課題の把握は十分で、申請の課題解決は重要性が高いか。
導入するＩＴ設備などの詳細	導入する設備等は課題解決に適切か。また予算は妥当か。
導入ＩＴ設備などに期待する効果	導入ＩＴ設備により期待される効果は妥当か。
補助事業の効果（成果目標）	補助事業の効果（成果目標）は妥当で、具体的か。
事業の新規性・波及効果	事業内容の新規性・モデルケース、地域への波及効果があるか。

(2) 評価区分
事業計画等に対する評価区分は、以下の基準で採点する。

採点	採点基準
5	特に優れている
4	優れている
3	普通・標準
2	劣る
1	著しく劣る

（交付申請の制限）
第９条　申請者は、補助対象として申請した経費に関しては、同一年度内に同一費目について、国、県、市町及び各種産業支援機関が実施する他の制度（補助金等）から補助を受けてはならない。
２　本事業への申請は、１事業者につき１回とする。

（補助金の交付決定）

第１０条　市長は、第７条の書類を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めた場合は予算の範囲内で補助金の交付決定を行い、「補助金交付決定通知書」（様式第４号）により、速やかに申請者に通知するものとする。

２　市長は、第１項の補助金の交付の決定を行う際に、補助金の交付目的を達成するため必要な条件を付することができるものとする。

（補助金の対象期間）

第１１条　補助の対象とする期間は、交付決定日から当該年度の２月１５日までの期間とする。

（事業計画等変更の申請）

第１２条　第１０条の規定による補助金交付決定通知を受けた者（以下「決定通知受理者」という。）は、申請書に記載した事項を変更するときは、あらかじめ「事業計画変更・中止・廃止・承認申請書」（様式第５号）に「変更収支予算書」（様式第６号）を添えて市長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、事業内容の変更がなく、かつ補助対象経費を２０パーセント以内で増減する場合は、この限りでない。

２　前項の承認を受けて、補助対象経費の減額が必要となった場合、市長は既に決定した補助金の額を減額することができる。

３　計画の変更により補助対象経費が増額となった場合、補助金の額は当初交付決定額を上限とする。

（事業の中止又は廃止）

第１３条　決定通知受理者は補助対象事業を中止又は廃止する場合においては、あらかじめ「事業計画変更・中止・廃止・承認申請書」（様式第５号）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

（事業報告書の提出）

第１４条　決定通知受理者は、補助対象事業終了後３０日を経過した日又は当該年度の２月末日のいずれか早い日までに「事業報告書」（様式第７号）及び「収支決算書」（様式第８号）に、次に掲げる必要書類を添付し、市長に提出しなければならない。

(1) 事業に係る経費の領収書等の写し

(2) 事業内容や実施状況を確認できる記録等の資料（写真等）

(3) その他市長が必要とする書類

（補助金の交付額の確定）

第１５条　市長は、前条に規定する事業報告書の提出があったときは、内容について審査を行い、適当と認める場合は、「補助金交付額確定通知書」（様式第９号）により、補助金額

及び交付条件を通知するものとする。

（補助金の交付手続）

第１６条　前条の規定による補助金交付額確定通知書の通知を受けた者は、速やかに本補助金交付に関する請求書を市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し等）

第１７条　市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第１０条第１項の交付の決定の全部又は一部を取り消し、既に補助金が交付されている場合は、期限を定めて補助金の返還を命ずることができるものとする。

(1)　補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他市長が指示した事項に違反する行為をしたとき。

(2)　交付申請書その他の関係書類に虚偽の記載をし、又は補助事業の実施について不正な行為をしたとき。

(3)　前２号に掲げるほか、この要綱の規定に違反する行為をしたとき。

（延滞金）

第１８条　決定通知受理者は、補助金の返還を求められたときは、次のとおり、延滞金を納付しなければならない。

(1)　決定通知受理者は市長から補助金の返還命令を受け、これを納付期日までに納めなかったときは、納付期日の翌日から納付日までの日数に応じ、その未納付額につき年１０．９５パーセントの割合で計算した延滞金を納付しなければならない。

(2)　市長は、やむを得ない事情があると認めたときは、延滞金の全部又は一部を免除することができるものとする。

（財産処分の制限）

第１９条　補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、その財産が耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和４０年大蔵省令第１５号）別表第１及び別表第２に定める耐用年数をいう。）を経過し、又は市長の承認を受けた場合には、この限りでない。

（雑則）

第２０条　この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、２０２４年（令和６年）７月２４日から施行する。

附　則

この要綱は、２０２５年（令和７年）１１月４日から施行する。